



令和3年12月27日

飯山市長 足立正則 様

飯山市特別職報酬等審議会
会長 伊東博幸



特別職の報酬等の額について（答申）

令和3年9月27日付庶第107号で、足立正則飯山市長から本会に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、委員全員一致で下記の結論となりましたので、答申します。

記

1 市長、副市長、教育長の給料、期末手当及び退職手当の額

市長、副市長、教育長の給料月額及び期末手当支給率を上げ、退職手当支給割合を下げ、それぞれ次のとおり改正することが適当である。

職	給料月額	期末手当支給率	退職手当支給割合
市長	783,000円	年間3.35月	42.5%
副市長	634,000円	年間3.35月	29.2%
教育長	556,000円	年間3.35月	22.4%

2 市議会議員の報酬、期末手当の額

市議会議員の報酬月額及び期末手当支給率を上げ、それぞれ次のとおり改正することが適当である。

職	報酬月額	期末手当支給率
議長	342,000円	年間3.35月
副議長	287,000円	年間3.35月
議員	264,000円	年間3.35月

3 報酬等の改正時期

市長及び市議会議員については、次期改選後の任期から、副市長及び教育長については、令和4年4月1日からとすることが適当である。

4 理由及び考え方

本審議会は、令和3年9月27日から同年12月20日にかけて4回開催し、市長から諮問を受けた事項について審議した。

審議にあたっての基本的な考え方として、

- (1) 県内他市、周辺町村及び人口や産業構造が同規模である全国の類似団体の特別職報酬額と比較したうえで、飯山市として相応しい額とすること。
- (2) 平成19年に行われた審議会の答申による改正において、理事者及び議員ともにマイナス改定とされたが、それから長期間にわたり改正が行われていないことにより、県内他市及び近隣町村との間で均衡が保たれていない状況であることを勘案すること。
- (3) 飯山市の財政状況を勘案すること。

以上3点を基に、慎重に審議を重ねた。

上記の考え方を基に審議した結果、特別職報酬等は、その果たすべき役割や職責の重さに見合った額であることが望ましく、かつ、県内他市や近隣の町村との間で均衡が保たれる額であるべきと考え、1期総報酬額の比較で、近隣町村より高く、県内19市中最小の市であることを勘案した額とすることが適当であるという結論に至った。

5 附帯意見

- (1) 報酬等の改正について

今回の答申による報酬等の改正時期については、新型コロナウイルス感染状況を勘案し、柔軟な対応をされたい。

- (2) 審議会の定期的な開催について

本審議会については、長期間開催されない場合に社会情勢などを適切に反映できなくなることから、今後は定期的で開催されたい。

- (3) 期末手当支給率の改正について

期末手当支給率は、県内他市及び近隣町村において審議会の付議事項にしていないことから、飯山市にあっても同様に審議会の付議事項とせず、国、県及び県内市町村の状況等を勘案し、見直しを行うこととされたい。

- (4) 市議会議員の定数について

市議会議員の定数について、引き続き議会と共に研究されたい。